

議第40号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市地域リハビリテーション推進センター条例

第1条中「身体障害者（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第4条に規定する身体障害者）」を「障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者）」に、「図るための」を「図るため、障害者の福祉に関する相談、指導、支援等を行う」に、「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を「京都市地域リハビリテーション推進センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」を「京都市地域リハビリテーション推進センター」に改め、同条第1号中「法」を「身体障害者福祉法（以下「法」という。）」に改め、同条第2号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律(以下「」及び「」という。)」を削り、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 高次脳機能障害がある者への支援に関する相談に応じる事業

(5) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としての事業

第4条第1項第1号ア及び第2号ア中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第6条第2項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

(京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部改正)

第2条 京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業

第4条第1項第1号中「第2条第2号」の右に「及び第3号」を加え、同号ア中「同号」を「同条第2号に規定する短期入所及び同条第3号」に改め、同項第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同条第2項第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第2条第2号に掲げる事業 2人

第6条第1項中「第2条第2号及び第3号」を「第2条第2号、第3号及び第4号」に改め、同条第2項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第144号)の一部を次のように改正

する。

第2条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする改正規定を削る。

第7条の改正規定を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成27年10月1日

(関係条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改める。

(1) 重要な公の施設に関する条例別表第1社会福祉関連施設の項

(2) 京都市職員の定年等に関する条例別表第3号

提案理由

京都市身体障害者リハビリテーションセンターの名称を変更するとともに、新たに短期入所を行う事業を実施する等の必要があるので提案する。